補助対象事業	補助対象経費	補助額	補助上限額
(イ)介護職員の負担軽減に資すの企業業 1 日常に、 (本)	介護ロボット等導入に要する備品購入費,使用料及び賃借料,需用費及び役務費とする。ただし,使用料及び賃借料は,補助金交付年度に係る費用に限る。 以下は補助対象から除くものとする。 1 消費税及び地方消費税 2 保険料 3 携帯端末等のインターネット接続が可能な通信機器 4 機器のメンテナンスに要する費用 5 交付決定前に購入又は賃借したもの 6 その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用	【着型 1、0、一紙T請の)上で、し対じ交。 とこことに該場経得決 1、0、一紙T請の)上で、し対じ交。 「1・2)、前面つとに該場経得決 1、0、一紙T請の)上で、し対じ交。 「1・2)、前面のきには、一型以 1・1・での額をでの額をでの額をでで、1・2)、「1・での限と 1・での限と 1・での限と 1・での限と 1・での限と 1・での間切では、0のの。所での限と 1・での間切では、0のの。所での限と 1・での限と 1・での限と 1・での限と 1・での限と 1・での限と 1・での限と 1・での限と 1・での限と 1・での間切では、0のの。所での限と 1・での間切では、0のの。所での限と 1・での間がでのでは、1・での間がでので、1・での間がでので、1・での間がでので、1・での間がでので、1・でので、1・でので、1・での限とが 1・でので、1	1 法人につき 1 0 千円

(ロ)介護職の魅力向上に資する 次世代型の介護ロボット等を介 護サービス事業所に導入する事業 ・入居者の生活の質の向上,介護 予防等につながる次世代型のも の。		1機器(台)につき50 0千円を上限とし、補助を を開とし、補乗 を開きたし、様式第1号別に で得たで、様式第1号別がです。 (1・2)(介護ロボット・ICT 導入計画)と認められましたで、 のでは、1機円を とびから、1機円を とびからが、1機円を とでの三を といったのの とし、といった。 といったのの といったが といった。 といったが といった。 といったが といった。 とい。 といった。 とい。 とい。 とった。 とった。 とった。 とっと。 とっと。 とっと。 とった。 とっと。 とっと	当居 30 数下上する。 の数し点はのと のがある。 ので小端る。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。
(ハ) 見守り機器を効果的に活用 するために必要な通信環境を介 護サービス事業所に整備する事 業	1 Wi-Fi 環情 Wi-Fi 環情 Wi-Fi 環情 Wi-Fi 環情 Wi-Fi 環情 Wi-Fi 環境 Wi-Fi 塚 大 Mi-Fi の Wi-Fi を Wi-Fi	1機器(台)につき7, 1機器(台)につき7, 500千円を上限分の 乗でに二分の 乗でだがり、 (1・2)(介護ながからでは、100円ではでは、100円ではでは、100円ではでは、100円ではでは、100円ではできたのでは、100円ではでは、100円ではできたのでは、100円では、	

補助対象事業	(ニ)介護記録,情報共有,請求業務まで一気通貫とするために必要なタブレット端末,介護記録ソフト等の一式を介護サービス事業所に導入する事業
要件等	 (1) 記録業務,情報共有業務(事業所内外の情報連携含む。),請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること(転記等の業務が発生しないこと)。また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる(転記等の業務が発生しなくなる)場合も対象とする。 (2) 居宅介護支援事業所,訪問介護事業所等(居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。)の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。 (3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等やバックオフィス業務用のソフトを導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること(補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなど事業所において工夫すること)。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。 (4) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること(有償・無償を問わない)。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。(5) 本事業によりICTを導入した事業所においては、「VISIT」(通所リハビリテーション事業所及び訪問リハビリテーション事業所に限る。)及び「CHASE」による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。
補助対象経費	タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(標準仕様や VISIT・CHASE 対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。)、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、I C T 導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費。 ※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分(当該年度の3月末までに係る経費)に限る。 ※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど I C T 技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。なお、ハードウェアを導入する際には、要件等を満たしていることが前提となる。 ※3 バックオフィス業務(業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務)が単体となっているソフトの導入に係る経費も対象とする。なお、介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。 ※4 運用に必要な Wi・Fi ルーターなど Wi・Fi 環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。(ただし、通信費は対象とならない)
補助額	補助対象経費に二分の一を乗じて得た額を上限とする。ただし、様式第1号別紙(1-2)(介護ロボット・ICT 導入計画)を添付して申請し、適切と認められるものにあっては、四分の三を乗じて得た額を上限とする。このとき、当該様式を添付し申請した場合であっても、その内容によりまたは申請総額が予算額を上回った場合において二分の一を上限として交付決定を行うことがある。
補助上限額	事業所の職員数が、1名以上10名以下 1,000千円 11名以上20名以下 1,600千円 21名以上30名以下 2,000千円 31名以上 2,600千円